

岩手県立北桜高等学校通学定期補助金交付要綱

令和6年3月29日告示第41号

(趣旨)

第1条 岩手県立北桜高等学校総合学科へ通学する生徒の保護者等に対し、通学費にかかる経済的負担の軽減を行うことにより、一戸町内の県立高等学校の生徒の確保を図るため、予算の範囲内でこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、岩手県立北桜高等学校総合学科に通学するために鉄道及び路線バスの交通機関から通学定期を購入し、かつ、利用したもの又はその保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、通学定期の購入に要した経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に50%を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 補助金額のうち、他の制度等により同様の支援を受ける場合（定期購入時の学生割引を除く。）は、補助金額から除くものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、定期券使用後に岩手県立北桜高等学校通学定期補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(提出期日)

第6条 申請書兼請求書の提出期限は、通学定期券の有効期限の日の属する会計年度の翌会計年度の3月31日までとする。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 通学方法の変更その他の交付要件の変更により、町長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けた場合

(事業の委託)

第8条 町は、岩手県立北桜高等学校通学定期補助金交付事業として、申請書兼請求書の受理及び補助金交付事務等を一戸町並行在来線利用促進協議会に委託する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に購入した通学定期で、令和6年4月1日以降まで有効期間があるものについては、日割りにより補助金を交付する。